

（G）事例作成にあたっての留意点

※提出事例の作成にあたっては、事例対象者の個人情報に以下の形式で記載し、人物や機関が特定されないように配慮すること。

利用者・人物	個人名や住所はイニシャルを使用せず、アルファベット大文字 1 文字で A さん、B 氏、C ケアマネ、D 医師等と記号化する
病名	必要な範囲で記載する
生年月日	昭和 7 年 10 月 30 日：具体的に記載せず、生まれた年だけ（昭和 7 年）、もしくは、年齢（83 歳）を記載する
住所	大分県中津市：O 県 N 市（イニシャル）とせず、アルファベットで A 県 B 市などと記号化する
機関	名称と関係なく、A 病院、B 介護老人保健施設、C 診療所等とする
生活歴	利用者の支援に直接関係しない事柄は記載しない
職業	個人が特定できるような職業の明記は避け、職歴については公務員、建築関係等と特定できないよう配慮する
担当者等の名前	担当者、関係者の名前も、アルファベットで A さん、B さんなどと記号化する

○ジェノグラムの標記方法（家族及び親族の系譜を記号を用いて図式化する）

	記号	意味
女性	◎	本人
女性	○	本人以外の女性
	●	死亡している女性
男性	□	本人
男性	□	本人以外の男性
	■	死亡している男性
婚姻関係	＝	女性と男性を二重線で結ぶ
婚姻関係解消	＝×＝	女性と男性を結んだ二重線に×をつける

○エコマップの標記方法（利用者・家族や様々な社会資源関係を地図のように図式化する）

記号	意味
.....	弱い結びつき
—————	普通の関係
＝	強い結びつき
××××××××××××××	ストレスや葛藤の関係
→（矢印で示す）	資源・エネルギーの向かう方向

個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律が 2005 年 4 月から全面施行されました。この法は、個人情報の目的外利用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めています。ただし、個人情報の匿名化を図ることで、利用者等の識別ができないものは個人情報とはみなされなくなります。

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（2004 年 12 月 24 日）によれば、個人情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすれば個人情報の匿名化が可能であるとしています。